

(個人)

杏林大学教育研究募金

募 金 趣 意 書

学校法人 杏林学園

募 金 趣 意 書

杏林大学は1970年4月に医学部ならびに医学部付属病院を開設して以来、保健学部、総合政策学部、外国語学部の4学部と医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の3大学院を開設し、2005年3月現在4学部3大学院で学生数5,100余名を有する総合大学として発展して参りました。この間「真・善・美の探求」という建学の精神に則り社会に貢献できる人材の育成に努め、数多くの有為な学生を世に送り出して参りました。

しかし、開学以来30年以上経過した現在、開設時に建築した校舎は老朽化が進み、改築の必要が生じて参りました。また理系2学部では自然科学の進歩に伴い、学生の実習や院生の研究などの機材や材料費に多額な資金を必要とする時代になり、文系2学部でもIT教育環境の整備と充実に多額な資金を必要とする時代を迎えています。さらに経済的理由から学業を断念する学生を少しでも減らすように奨学金制度の充実を図るにも多額な資金を必要とする状況です。本学では授業料などの自己資金で極力教育研究費をまかなう努力をする一方文部科学省などからの公的資金の獲得に極力努めて参りましたが、それにも限界があり、法人および個人の方々からの外的資金のご寄付を仰がねばならない状況に立ち至っています。今後、大学としては従前に増して社会に役立つ有為の若者を社会に送り出す高等教育に専念する所存ですので、どうか意のあるところをお汲み取り頂き教育研究に要する経常的経費へのご支援のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年4月

学校法人 杏林学園
理事長 松田 博青
大学長 大瀧 純一

募 金 要 項

1. 募金の名称 杏林大学教育研究募金
2. 申込金額 1口 2万円（口数によらずご協力をお願い致します。）
3. 募金開始日 平成17年4月1日（期間は設けておりません常時お受けいたします。）
4. 申込方法 同封の寄付申込書にご記入ご捺印の上、返信用封筒にてお申込み下さい。
5. 払込方法 同封の振込依頼書にご記入の上、銀行よりお振込みください。

寄付金に対する所得税減免措置について

この事業に対する個人からの寄付金については、次のとおり税法上の優遇措置の適用を受けることができます。

1. その年の（1月から12月）にご寄付いただく金額が2千円を超える場合は下記の算式により年間の課税所得金額から控除され、所得税が軽減されます。

その年に支出した寄付金額 ただし、その年の総所得金額 等の40/100を限度とします。	-	2千円	=	寄付金控除額
---	---	-----	---	--------

2. 減免の手続きは、寄付をされた翌年の2月から3月の確定申告期間中（毎年2月16日から3月15日）に①本学園発行の領収書と②文部科学省の特定公益増進法人証明書（写）を添えて所轄税務署に確定申告をおこない、所得税の還付請求手続きをしてください。
3. 減免手続きに必要な領収書および特定公益増進法人証明書（写）は、本学園よりお送りします。

寄付金減免額の日安

寄付金額と所得税

平成23年1月現在

給与収入	寄付金考慮前 所得税	寄付金額と減免される所得税		
		5万円	10万円	50万円
600万円	27.25万円	9,600円	19,600円	69,800円
1,000万円	98.32万円	11,040円	22,300円	102,300円
1,500万円	235.47万円	15,840円	32,340円	164,340円

※上記の表は標準家庭（本人は給与所得者。妻の収入はなし子供は小学生2人）で試算しています。

例 1, 000万円の給与所得者が50万円の寄付を行って頂いた場合。

寄付金考慮前所得税 98.32万円

減免される所得税 △10.23万円

寄付金後所得税 88.09万円

